

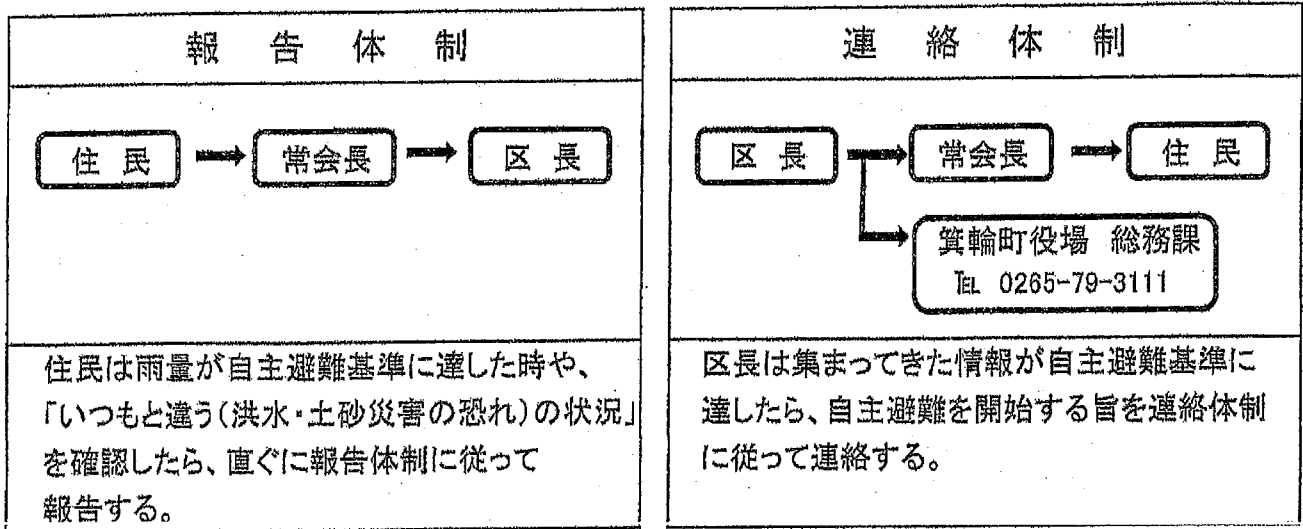
木下地区防災計画



令和4年4月

木下区自主防災会

箕輪町役場との連携(災害発生の兆候の報告・連絡)



医療機関

種 別	名 称	住 所	連 絡 先
救急指定医療機関	伊那中央病院	伊那市小四郎久保1313-1	0265-72-3121
その他の医療機関	上伊那生協病院	箕輪町中箕輪11324	0265-79-8813

要配慮者(避難行動要支援者)施設(老人福祉施設・障がい者施設)

名 称	住 所	連 絡 先
特別養護老人ホーム グレイスフル箕輪	箕輪町大字中箕輪6065	0265-71-3721
デイサービスセンター つむぎ	箕輪町大字中箕輪11324	0265-79-0653
ケアセンター ふれあいの里	箕輪町大字中箕輪14432-1	0265-71-1121
特別養護老人ホーム みのわ園	箕輪町大字三日町1660-3	0265-70-6133
箕輪町デイサービスセンター ゆとり荘	箕輪町大字三日町1372-1	0265-79-4180
介護老人保健センター わかな	箕輪町大字東箕輪3296-1	0265-70-1818
箕輪町障がい者就労支援センター ふれんどわーく	箕輪町大字中箕輪1905-1	0265-79-9839

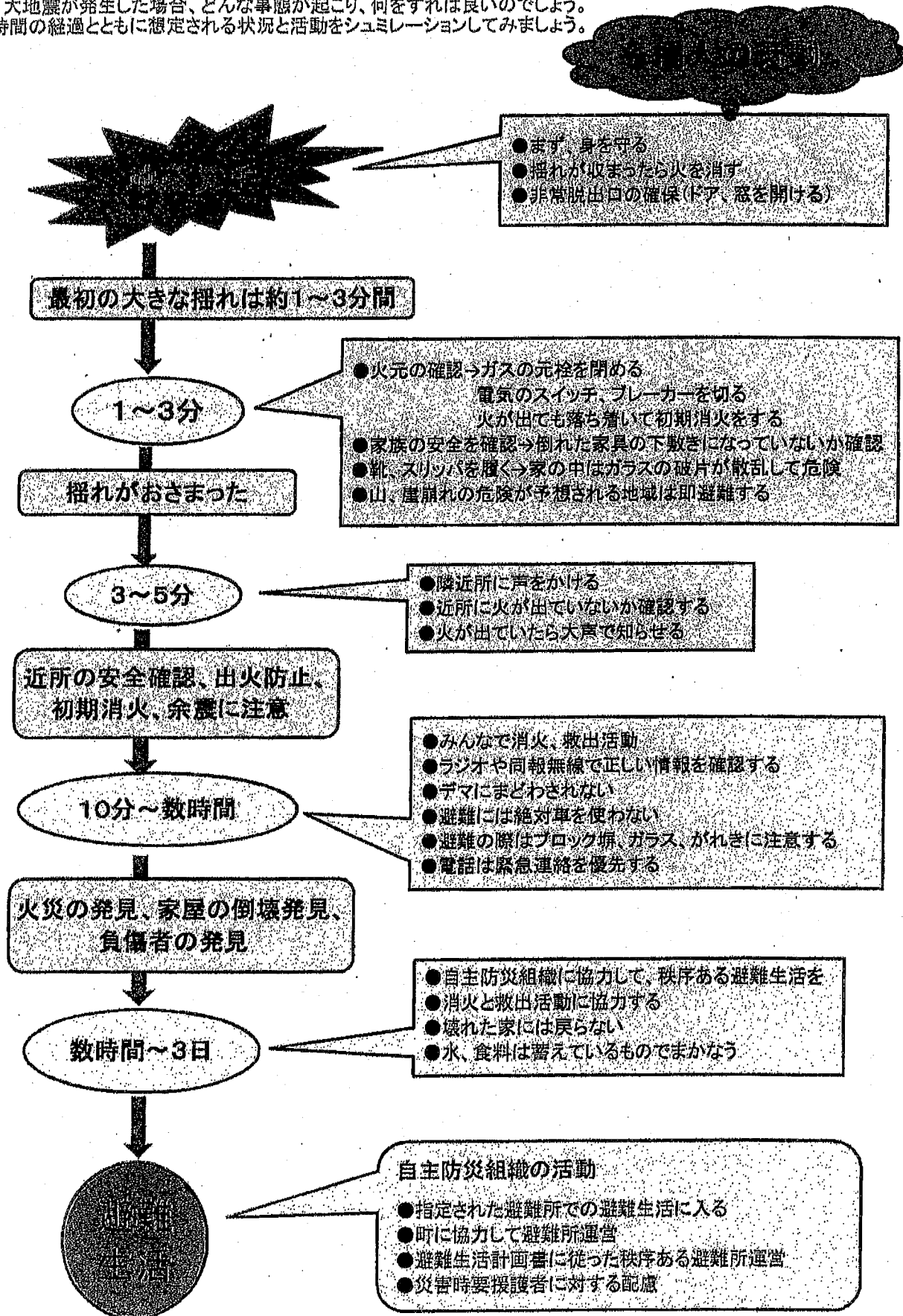
その他の施設

名 称	住 所	連 絡 先	備 考

突然地震が発生した場合

★ 時間経過に伴う自主防災活動

大地震が発生した場合、どんな事態が起こり、何をすれば良いのでしょうか。時間の経過とともに想定される状況と活動をシミュレーションしてみましょう。



防災ファイル資料構成

- ① 木下区 自主防災会規約
(ページ No. 木下区 1~3)
- ② 木下区 自主防災活動要綱
(ページ No. 木下区 1~9)
- ③ 木下区 災害対策本部組織。
事業計画など (毎年差し替え)
(ページ No. 木下区 1~7)
- ④ 木下区 防災対策マニュアル
(ページ No. 木下区 1~14)
- ⑤ 木下区 災害時要援護者支援指針
(ページ No. 木下区 1~13)
- ⑥ 木下区 救護活動マニュアル
(ページ No. 木下区 1~7)
- ⑦ 木下区 避難者台帳 (コピー原本)
(ページ No. 木下区 1~5)

箕輪町 木下区

①

木下区 自主防災会規約

箕輪町 木下区

木下区自主防災会規約

(目的)

第1条 木下区自主防災会（以下「本会」という）は、助け合いの精神に基づき自主的な防災活動を行う事により、区内における地震その他の災害（以下「災害」という）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及
- (2) 居住者の把握と要援護者支援体制の確立
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 災害発生時における住民の安否確認、情報伝達、避難、救助、給食等の
応急対策
- (5) 災害発生時における避難所の運営
- (6) 他組織との連携
- (7) その他、目的を達成するために必要な事項

(会員)

第3条 本会は、区内に居住し、自主防災活動に参加する区民を持って構成する。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 区長が任にあたる。
- (2) 副会長（3名） 区長代理、区会計、プロック長会長が任にあたる。
- (3) 専門班班長 区会議員等が任にあたる。
- (4) 防災委員 各団体の代表及び会長が指名した者
(公民館長、民生委員地区代表、安協分会長、消防分団長、日赤奉仕団分団長、青少年健全育成会会長等)
- (5) 防災班長 常会長が任にあたる。
- (6) 防災副班長 各常会の組長、伍長、班長等が任にあたる。
- (7) 事務局員 区総務委員会並びに地区社協事務局・木下地区防災士
正副代表が任にあたる。

- 2 本会役員を選出は、会員の互選による。但し、防災委員・木下地区防災士正副代表は各団体の代表及び会長が指名した者とする。

(役員任期)

第5条 本会役員任期は1年とする。但し再任することができる。

- 2 各団体の代表はその役職の任期にあわせて交代する。

(役員責務)

第6条 本会役員責務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を統轄し、災害時には木下区災害対策本部を設置し、本部長として総合指揮を行う。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を行う。また、各専門班の活動の指揮を行う。
- (3) 専門班班長は、会務の運営にあたるほか、各班の防災活動の指示を行う。
- (4) 防災委員は、防災活動に専門的に携わり、会員の防災活動を指導する。
- (5) 防災班長・防災副班長は、常会内の防災活動の中心的存在として活動する。詳細は、別途定める。
- (6) 事務局員は、会が円滑に運営されるよう、企画・運営を総括する。又、地区防災活動の継続性・向上の為、防災対策・組織強化等の支援相談役として木下地区防災士正副代表が任にあたる。

(会議)

第7条 本会に、次の会議を置く。

(1) 総会

総会は、役員(防災副班長を除く)をもって構成し、年1回開催する。但し、必要ある場合は臨時に開催することができる。総会は、会長が招集し、ブロック長会長が議長の任にあたる。総会では、次の事項を審議する。

- ① 本規約の改廃
- ② 防災組織に関する事
- ③ 防災事業計画に関する事
- ④ その他、特に必要と認められる事項

(2) 本部役員会

本部役員会は、会長、副会長、専門班班長、事務局及び防災委員をもって構成し、必要に応じて随時開催する。本部役員会は、会長が招集し、次の

事項を審議する。

- ①総会に提出すべき事項
- ②総会から委任された事項
- ③その他、特に必要と認められる事項

(防災計画策定及び防災ファイル)

第8条 本会は、次の事項を定め、必要に応じて防災ファイルに収める。防災ファイルは、本会役員や民生児童委員などに配布し、年度ごとに更新・維持する。

- (1) 防災計画（防災活動要綱、災害対策マニュアル、災害時要援護者支援指針など）の策定
- (2) 防災組織の編成と任務分担
- (3) 年度防災事業計画

(経費)

第9条 本会の運営に要する物資は、木下区等からの支給による。

- 2 本会の会議及び活動の人的費は全て無償とする。

(附則) この規約は、平成24年1月21日から施行する。

(附則) この規約は、平成26年4月24日一部改正し、即日施行する。

(附則) この規約は、平成28年4月28日一部改正し、即日施行する。(下線部分)

②

木下区 自主防災活動要綱

箕輪町 木下区

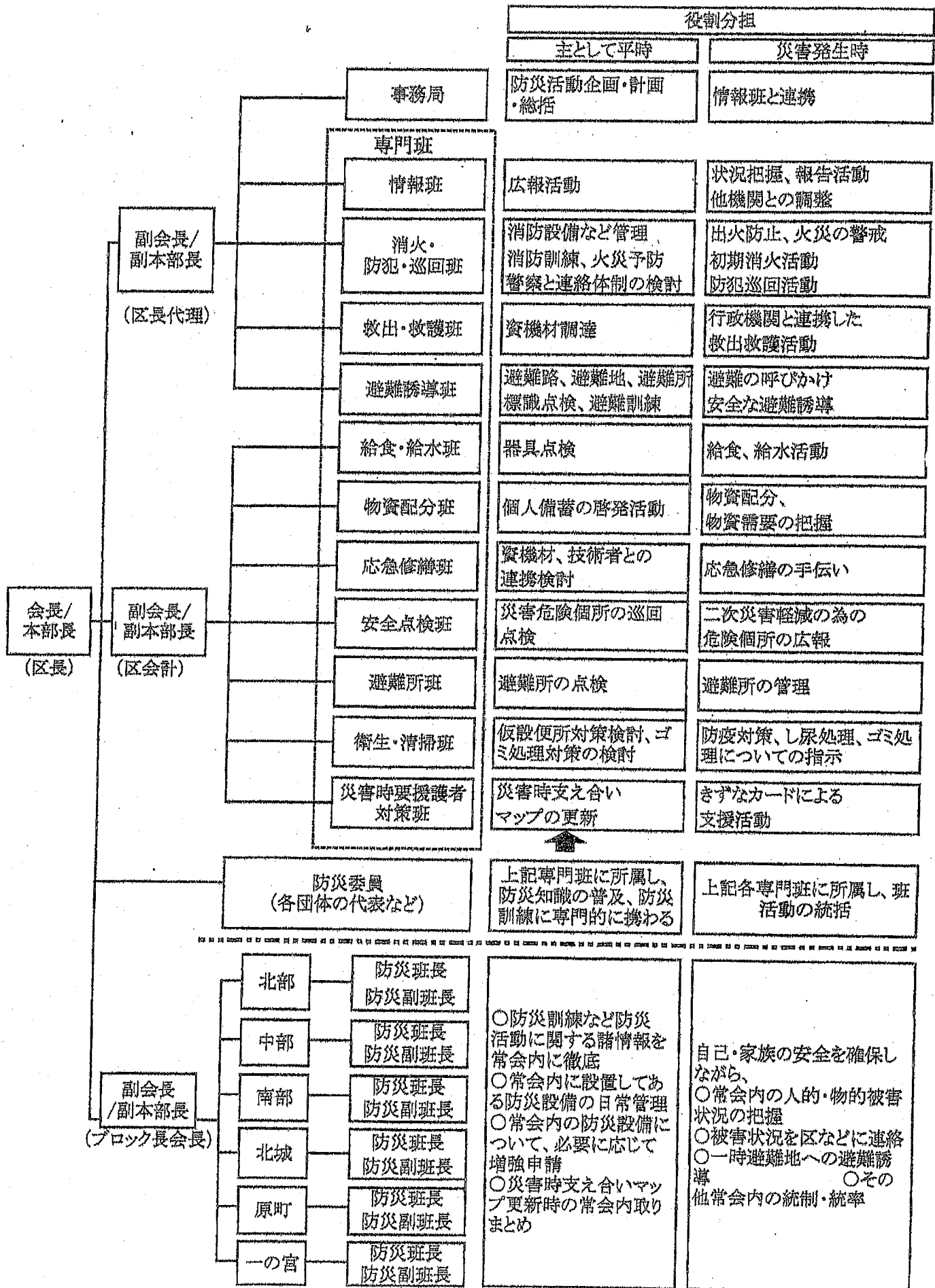
(P: 木下区 1~9)

木下区自主防災活動要綱

この活動要綱に、木下区自主防災会（以下「本会」という）の防災活動に必要な下記事項を定め、もって火災、地震、風水害等の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

1. 自主防災会組織と役割分担（ページNo, 木下区2）
2. 防災訓練の実施（木下区3）
3. 防災知識の普及啓発（木下区3）
4. 災害発生時の区民の安否確認（木下区4）
5. 要援護者の支援体制（木下区4）
6. 男女共同参画の視点を反映させた取組（木下区5）
7. 情報の収集伝達（木下区5）
8. 出火の防止及び初期消火（木下区6）
9. 救出・救護（木下区6）
10. 避難誘導（木下区7）
11. 給食・給水（木下区7）
12. 医薬品、衛生用品の確保（木下区7）
13. 防災資機材の備蓄及び管理（木下区7）
14. 他組織との連携（木下区8）
15. 防災資機材の備蓄（木下区8）
16. 避難所チェックシート（木下区9）
15. 備品チェックシート（木下区10）

1. 木下区自主防災会組織と役割分担



2. 総合防災訓練の実施

1) 総合防災訓練の位置づけ・目的

災害発生時に木下区の防災組織と3. 項以降で述べる防災活動がスムーズに機能するよう、防災活動の集大成と位置付けて、全常会を巻き込んで実施する多くの方がこのプロセスを経験することにより、万一の災害発生時にリーダーシップを発揮できる人が多く出てくることを期待する。

2) 実施頻度・時期

町の総合防災訓練に合わせて実施する。

3) 計画の推進

総務委員会を事務局役とし、区議会議員をはじめとする防災組織全体を挙げ推進する。訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画書を作成し、防災役員会を適宜開催して決定・確認を行う。

4) 訓練計画に盛り込む内容

- ①町の防災訓練計画と連携したタイムスケジュール
 - ②災害に関する情報収集・伝達訓練・通信訓練（防災班長～区～町）
 - ③災害時行動に関する指揮命令系統の機能確認（町～区～常会～個人）
 - ④避難誘導訓練
 - ④「きずなカード」による安否状況確認訓練支え合いマップに登録された要援護者と支援者の訓練
 - ⑤区民による初期消火訓練、救出救護訓練
 - ⑥給食・給水訓練
 - ⑦家屋多数損壊を想定した避難所設営ならびに運営に関する訓練
 - ⑧防災知識の普及啓発に関すること
- ### 5) 訓練実施に当たっての留意事項
- ①防災訓練中の事故の未然防止
 - ②本部役員、防災班長働きかけによる参加者増加
- ### 6) その他の防災訓練
- ①公民館における消防訓練・・・年2回以上行う
 - ②常会内における消火栓操法訓練・・・常会単位で実施

3. 防災知識の普及啓発

1) 啓発事項

- ①本会及び防災計画に関すること
- ②災害の知識に関すること
- ③災害発生時の避難経路、避難箇所に関すること
- ④各家庭における防災上の留意事項に関すること
- ⑤災害発生後72時間における活動の重要性について
- ⑥食料等を3日分備蓄することの重要性について
- ⑦その他、防災に関すること

2) 普及啓発方法

- ①広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布、掲示
- ②講演会、座談会等の開催

③パネル等の展示

3) 実施時期

- ①木下区地震総合防災訓練、春季及び秋季火災予防運動期間等
- ②防災関係諸行事の行われる時期に合わせて実施する。

4. 災害発生時の区民の安否確認

- 1) 防災副班長は担当する世帯の居住者全員の安否を確認して、防災班長に報告する。
- 2) 防災班長及び防災副班長は各組の全世帯の安否状況をまとめる。
- 3) 防災班長は全世帯の安否状況を、本部情報担当に報告する。
- 4) 本部情報担当及び副本部長（区ブロック長会長）は、区全体の住民の安否状況をまとめ本部長に報告する。
- 5) 本部長は、区民の安否状況を、町災害対策本部に報告する。

5. 要援護者の支援体制

1) 要援護の対象者

- ①身体障がい者のうち、肢体不自由の障がいの程度が、1級から3級まで、視覚障がいの程度が1級若しくは2級又は聴覚障がいの程度が2級のもの
- ②知的障がい者のうち、その障がいの程度がA判定のもの
- ③精神障がい者のうち、その障がいの程度が1級のもの
- ④75歳以上のひとり暮らし又は80歳以上の高齢者のみ世帯のもの
- ⑤介護保険認定者で介護度3以上のもの
- ⑥災害時に自力で避難が困難なもの

2) 「災害時住民支え合いマップ」と「きずなカード」

①「きずなカード」とは

要援護者及び住所、氏名、連絡先、血液型や支援者名等を記入したカードで、災害時要援護者に登録した人に配付する。要援護者は自宅の玄関等のわかりやすいところに「きずなカード」を掛けて置き、災害時には支援者が駆けつけ「きずなカード」を受け取り要援護者の首にかけてやり、支援者と要援護者は一緒に指定の場所へ避難する。

②更新頻度と時期

災害時の要援護者支援体制を維持・強化するため「災害時住民支え合いマップ」と「きずなカード」を、毎年概ね5月に活動を開始して8月上旬をめどに更新完了する。

③更新の責任者

更新の主体は、地区社協事務局とし、常会長、民生委員、箕輪町社協などの協力を得て行う

3) マップの共有と管理

- ①本会の本部長（区長）等は、区全域のマップを管理する。
- ②本会の防災班長（常会長）は、担当する地区のマップを管理する。
- ③民生委員は、担当する地区のマップを管理する。
- ④公民館などの避難所に保管し、いざという災害時に区民の目に触れるようにする。

4) 「災害時住民支え合いマップ」の活用方法

①ご近所への協力依頼

災害発生時、さらには地域で何か問題が発生した時に、第1次的に支援してもらえる関係づくりと、取り組むきっかけづくりにマップを活用する。

②マップに基づく避難訓練の実施

災害時要援護者宅への支援者の避難支援訪問や、近所の避難所への誘導避難など、実際に災害が起きたときに役立つ避難を区や常会等地域で実施する

その結果気が付いた事があれば、それを基にマップを修正する。

6. 男女共同参画の視点を反映させた取組

性別や年齢、障がいの有無、国籍等々に係わらず、避難所等において被災者一人ひとりの人権が守られて安全に安心して生活できるようにするためには、平常時から男女共同参画や多様な視点からの防災・減災の取組について理解を深め、実践することが大切です。

1) 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる

①方針決定の過程に、女性が参画する

②男女のニーズの違いに十分配慮して、必要な物資や支援を確認する

③避難所における女性や子どもに対する暴力等に配慮する

2) 主体的な担い手として女性を位置づける

救助・救援・医療等で女性の活躍はあるが、意思決定の場への参画やリーダーとしての参画を推進する。

3) 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する

女性や子どもに対する暴力等の予防取組、プライバシーを確保できる仕切りの工夫、異性の視線が気にならない更衣室や物干し場、入浴設備、安全な男女別トイレ、授乳室、相談や診察等を受けるスペース整備を推進する。

4) 災害時要援護者への対応と連携に留意する

地域で支援を要する人(高齢者、障がい者、乳幼児等)の介護や保育を行っている者は女性が多く、そこに係わる医療・福祉に係わる専門職も女性が多い状況です。そうした女性の意見を地域の施策・方針決定過程に参画できるよう配慮し、災害時要援護者の視点を反映する。

5) チェックシートを活用する

内閣府が制定する「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」から、以下のチェックシートを参考に、備蓄及び避難所の対応を検討する。

※別添「備蓄チェックシート」、「避難所チェックシート」参照

7. 情報の収集伝達

1) 情報の収集伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急処置をとるため、情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関の提供する情報を収集し、本部に連絡すると共に、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

2) 情報の収集手段

テレビ、ラジオ、ICTケーブル、電話、携帯、電話、携帯無線機、防災無線の広報、伝令、区民等による。

3) 伝達方法

①防災班長及び防災副班長は、班(常会)内の災害状況を、随時、本部情報担当に報告する。

②本部情報担当は、地区内の災害情報、各機関の提供する諸情報を収集し、副本部長→本部長に報告する。

③本部長は、必要と認める情報を、本部情報担当を通じて防災班長、防災副班長に伝達する。

- ④本部長は、区内の災害状況を、町対策本部に報告する。
- ⑤本部長は、町対策本部から指示があった場合は、本部情報担当を通じて防災班長、防災副班長に指示する。
- ⑥防災班長、防災副班長は、本部からの指示、情報を住民に知らせる。

8. 出火の防止及び初期消火

1) 出火防止

木下区地震総合防災訓練、春季及び秋季火災予防運動期間中、区民に、次の事項に重点を置いて点検整備するよう呼びかける。

- ①火気使用設備、器具の点検整備及びその周辺の整理整頓
- ②石油類等の危険物品の保管状況
- ③消火器等、消火資機材を配備する
- ④その他、建築物等の危険個所の状況

2) 初期消火対策

区内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火ができるよう、次の消火資機材の配備に努める。

- ①可搬式小型動力ポンプ、消火栓、防火水槽
- ②消火器、水バケツ、消火砂等

9. 救出・救護

1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により、救出救護を要する者が生じた時は、直ちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

2) 防災関係機関への出動要請

救出救護班員は、防災関係機関（町、消防署等）による救出を必要と認めた時は、その旨本部に連絡する。本部長は防災関係機関に出動を要請する。

3) 負傷者が発生した場合

直ちに応急救護所へ搬送し医師の手当が必要な場合本部に連絡する。本部長は直ちに医療機関への搬送手配をする。

10. 避難誘導

1) 避難誘導の指示

大規模地震発生警戒発令、火災の延焼拡大、水害等により、区民の人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあり町長の避難命令が出た時、又は本部長が必要と認めた時は、本部長は避難誘導班に対し、避難誘導の指示を行う。

2) 避難誘導

避難誘導班員は、本部長の指示に基づき、区民が町防災計画に定められた避難場所あるいは災害内容に応じた避難場所に避難するように各常会の防災班長に指示を出す。

3) 避難地及び避難所について

①避難地について

避難地とは、地震警戒宣言発令時、洪水危険発生時や大火発生時など、人の生命・身体を保護又は安全を確認するために避難する場所です。

町指定の木下区の避難地は、箕輪進修高校校庭及び一の宮公民館庭です。

木下区が独自に定めている「一時避難地」は、常会員がまとまって行動するために一時的に集合する場所のことで、常会ごとに設定します。

②避難所について

避難所とは、災害の状況により被災者の収容と生活の場所が必要と判断された場合、設定される建物です。

町指定の木下区の避難所は、第一次避難所は木下公民館で、第二次避難所は箕輪進修高校第2体育館です。

木下区では、一時的な避難場所として一時避難所を常会単位で設定します。

③避難地、避難所の流動性について

避難地、避難所とも上記のように定められていますが、災害の種類（地震、水害、大火など）や収容人数の問題などによって、町長判断で変更され、町防災無線などで周知されます。

1.1. 給食・給水

1) 本部長は町対策本部から提供される食料、飲料水を区が運営する指定避難所及び各班が運営する一時避難所に公平に配給する。

2) 避難場所における給食及び給水は、次により行う。

①給食の実施

給食給水班員は、町から配分された食料、区内の家庭等から提供を受けた食料等の配分、炊き出しなどにより給食活動を行う。

②給水の実施

給食給水班員は、提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

3) その他の救援物資の受領と分配

本部長は、生活必需品等の救援物資を受領し、分配する。

1.2. 医薬品、衛生用品の確保

1) 平常時に、各家庭及び家族が必要としている医薬品、衛生用品は、各家庭の責任において、最低7日分の備蓄を行い災害時に備える。

2) 前項の備蓄を災害により失った場合のみ、班長を通じて本部に手配を求めるものとする。

1.3. 防災資機材の備蓄及び管理

1) 防災倉庫管理について

①場所・防災倉庫の場所は、第4分団屯所東側に有ります。

②防災倉庫管理・本部（区の総務委員会）が管理する。鍵の管理は木下公民館内事務所及び第4分団が保管する。

③資機材の備蓄物管理

計画的に行う。毎年6月第1週を本会が保有する全資機材の点検日とする。

防災倉庫の備蓄品を使用した場合は、後日管理者に使用報告を行い、確認を受ける。

2) 消防設備・器具の管理

消防団、消火班や各常会の防災班長などは、消火栓、防火水槽などの消防設備や消防ホースなど消防器具などを常に稼働可能状態に維持・管理する。

14. 他組織との連携

災害時の防災活動及び復旧活動にあたり、他地区の自主防災組織及び災害ボランティアとの連携については、次の通りとする。

- 1) 防災班長及び防災副班長は、班内の被災世帯の支援内容を収集し、本部長に要請する。
- 2) 本部長は、町社会福祉協議会が設置するボランティアセンターに要請を行う。
- 3) ボランティアセンターが派遣する災害ボランティア及び他の自主防災組織と連携する。
- 4) 住民個人又は班単独では、災害地域へのボランティアの立ち入り要請はしない。

15. 防災資機材の備蓄 (標準300世帯)

区分	品目	数量	区分	品目	数量
救出障害物除去用具	パール・丸太	5	消火用具	街頭用消火器	10
	折りたたみハシゴ	3		同上各納車	10
	のこぎり	5		バケツ	30
	掛矢	3		砂袋	200
	オノ	3		可搬ポンプ	2
	スコップ	10	救護用品	担架(折りたたみ車付)	3
	つるはし	10		救急セット	10
	鍬	10	避難用具	強力ライト	6
	もっこ	10		標旗・腕章	6
	なた	5		ロープ200m	1
	ペンチ	5		小型発電機	1
	鉄線ばさみ	5	給食 給水用具	釜(かまど付)	3
	大ハンマー	3		鍋	6
	片手ハンマー	5		受水槽(1トン)	1
	一輪車	2		ろ水器(2トン/h)	1
	ロープ	2	その他	テント・天幕	
	ゴムボート	1		ビニールシート	
情報伝達用具	電池メガホン	3	燃料	ガソリン	
				灯油	

避難所チェックシート

確認日：

確認者：

プライバシー	<input type="checkbox"/> 授乳室（椅子、授乳用の枕やクッション、おむつ替えスペース）がある <input type="checkbox"/> 男女別更衣室、男女別休養スペースがある <input type="checkbox"/> 男女別更衣室、男女別休養スペースが切り離された所にある <input type="checkbox"/> 間仕切り・パーテーションがあり、高さや大きさなどが、プライバシーの保護の観点から、十分である
要配慮者	<input type="checkbox"/> 適切な通路が確保され、段差が解消されている <input type="checkbox"/> 乳幼児のいる家庭用エリアがある <input type="checkbox"/> 介護・介助が必要な人のためのエリアがある <input type="checkbox"/> 単身女性や女性のための世帯エリアがある <input type="checkbox"/> 女性専用スペース（女性用品の配置・女性相談）がある <input type="checkbox"/> キッズスペース（子どもたちの遊び場・勉強・情報提供）や保育エリアがある <input type="checkbox"/> 足腰が悪い人のための寝具（段ボールベッド等）が提供されている
トイレ	<input type="checkbox"/> 安全で行きやすい場所に設置されている <input type="checkbox"/> 女性トイレと男性トイレは離れた場所にある <input type="checkbox"/> 女性トイレ：女性用品・防犯ブザーの配置、仮設トイレは女性用を多めに <input type="checkbox"/> 男性用トイレ：尿取りパット等の配置 <input type="checkbox"/> 多目的トイレが設置されている <input type="checkbox"/> 洋式トイレが設置されている <input type="checkbox"/> 屋外トイレは暗がりにならない場所に設置されている <input type="checkbox"/> トイレの個室、経路に夜間照明が設置されている <input type="checkbox"/> トイレに錠がある
入浴施設	<input type="checkbox"/> 安全で可能な限りバリアフリーに対応した入浴施設がある <input type="checkbox"/> 男女問わず一人（又は付き添いを受けながら）入浴できる施設がある
安全	<input type="checkbox"/> 品難所の危険箇所や死角となる場所の把握・立入制限がされている <input type="checkbox"/> 間仕切り・パーテーションが高い場合は、個室の定期確認がされている
その他	<input type="checkbox"/> 各部屋に部屋札（ピクトグラム、やさしい日本語）が設置されている <input type="checkbox"/> 掲示板による情報提供（インターネットが使用できない人・情報が届きにくい人向け）がされている

備品チェックシート

- ▶ 備品の品目や数量について、女性と男性のニーズの違い、妊産婦や子育て家庭のニーズに配慮することが必要です。品目や数量については、当事者である女性が参画して、検討してください。
- ▶ 個人によってもニーズは異なりますが、一人あたり最低3日間の量を備蓄することが望まれます。住民に対しても、平常時から備えを促しましょう。

女性用品	<input type="checkbox"/> 生理用品ナプキン（普通、長時間等） <input type="checkbox"/> おりものシート <input type="checkbox"/> サニタリーショーツ <input type="checkbox"/> 防犯ブザー/ホイッスル <input type="checkbox"/> 中身が見えないゴミ袋 <input type="checkbox"/> 女性用下着（各種サイズ）
若者（女性）	<input type="checkbox"/> 女児用下着（発達段階ごとに適したサイズ、形態のもの） <input type="checkbox"/> 防犯ブザー/ホイッスル
妊産婦	<input type="checkbox"/> 妊産婦用下着 <input type="checkbox"/> 妊産婦用衣類 <input type="checkbox"/> 防犯ブザー/ホイッスル <input type="checkbox"/> 母乳パッド
乳幼児用品	<input type="checkbox"/> 粉ミルク（アレルギー用含む）又は液体ミルク <input type="checkbox"/> 枕やクッション（授乳室ごとに数個）、授乳用ケープ・バスタオル等（ストールでも可） <input type="checkbox"/> 乳幼児用飲料水（軟水） <input type="checkbox"/> 哺乳瓶・人口乳首（ニップル）・コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）・消毒剤・洗剤・洗浄ブラシ等の器具、割りばし <input type="checkbox"/> 湯沸かし器具・煮沸用鍋（食用と別にする） <input type="checkbox"/> 離乳食（アレルギー対応食を含む） <input type="checkbox"/> 皿・スプーン <input type="checkbox"/> 乳幼児用紙おむつ（各種サイズ、女児用、男児用）、おむつ用ビニール袋 <input type="checkbox"/> おしりふき
介護用品	<input type="checkbox"/> 大人用紙おむつ（各種サイズ、女性用、男性用）、おむつ用ビニール袋 <input type="checkbox"/> 尿取りパッド（女性用、男性用） <input type="checkbox"/> おしりふき <input type="checkbox"/> 介護食（おかゆ、とろみ食、とろみ剤） <input type="checkbox"/> 簡易トイレ・据置式様式トイレ <input type="checkbox"/> 防犯ブザー/ナースコール <input type="checkbox"/> 義歯洗浄剤
外国人（女性）	<input type="checkbox"/> スプーン・フォーク <input type="checkbox"/> ストール <input type="checkbox"/> 宗教上の理由に関わらず食べられる食べ物
共通	<input type="checkbox"/> プライバシーが十分に保護される間仕切り・パーテーション <input type="checkbox"/> 足腰が悪い人のための寝具（段ボールベッド等）

③

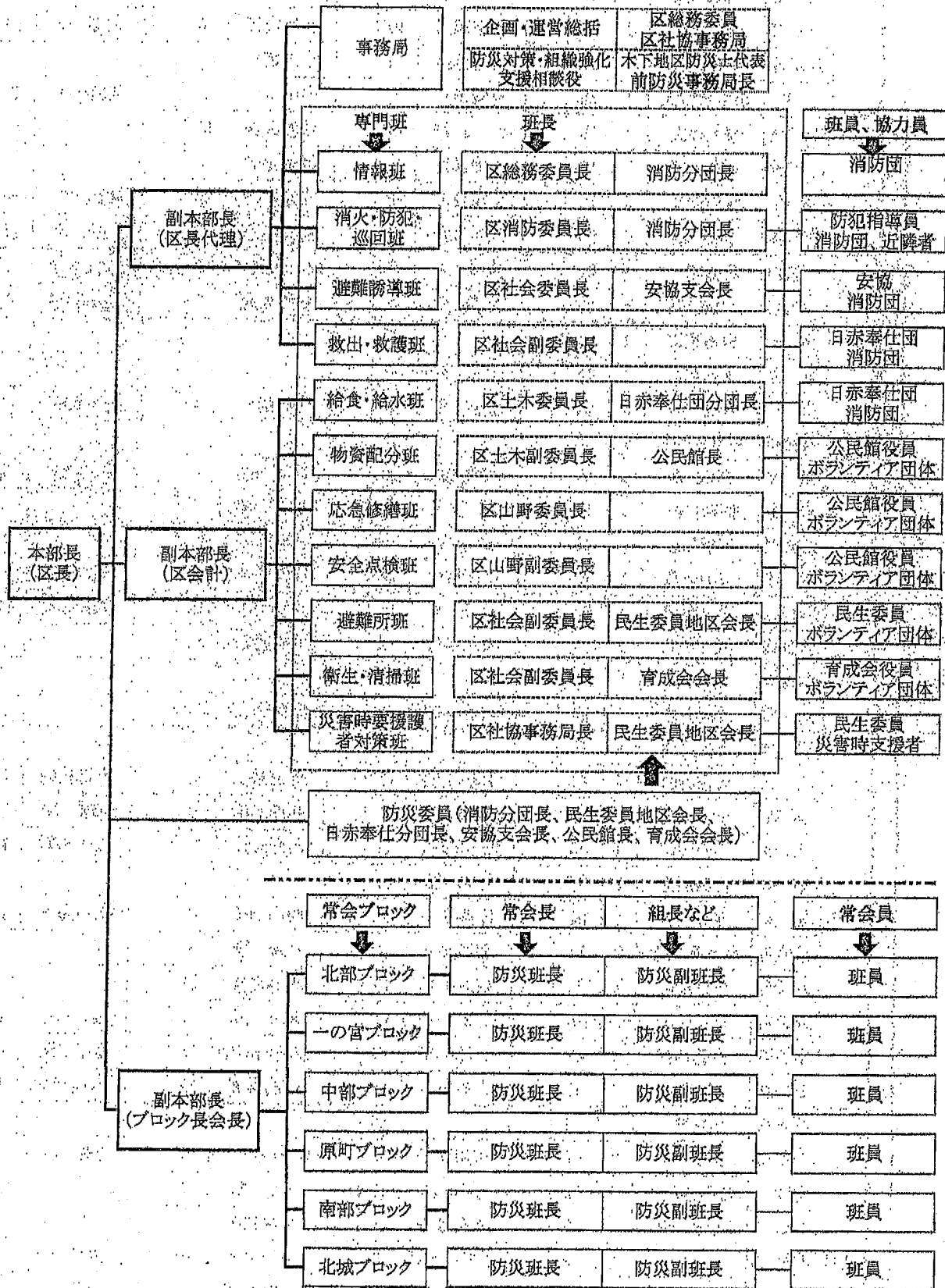
木下区 災害対策本部組織・事業計画など

(毎年差し替え)

箕輪町 木下区

木下区災害対策本部 組織図

☆年度ごとの役員名は、次ページ以降に記載しています。



令和4年度 ブロック別防災班組織図

毎年差し替え A

ブロック	常会	防災班長	組数	戸数	人数	1組			2組			3組				
						副班長	戸数	人数	副班長	戸数	人数	副班長	戸数	人数		
北部	上一東															
	上一西															
	西垣外															
	上 町															
	上二北															
	上二南															
	中 条															
	上の林															
一の宮	一の宮1															
	一の宮2															
中部	中 一															
	南 宮															
	泉 沢															
	鳳雛路															
	東 村															
	末 広															
	柴町西															
原町	柴 町															
	原町北部															
	春日通															
	原町中央															
南部	南 原															
	宮 本															
	天 王															
	南 部															
	上ノ段															
	城 山															
	南 城															
北城	常盤町															
	西殿町															
	東殿町															
	南新町															
	田中城															
	后ヶ丘															
	后洞泉住															
	北城 1															
	北城 2															
	北城 3															
北城 4																
北城 5																
北城 6																
北城 7																

ブロック長会長

令和4年度 ブロック別防災班組織図

毎年差し替え B

4組			5組			6組			7組			8組			常会
副班長	戸数	人数	副班長	戸数	人数	副班長	戸数	人数	副班長	戸数	人数	副班長	戸数	人数	
														上一東	
														上一西	
														西垣外	
														上町	
														上二北	
														上二南	
														中条	
														上の林	
														一の宮1	
														一の宮2	
														中一	
														南宮	
														泉沢	
														鳳登路	
														東村	
														末広	
														栄町西	
														栄町	
														原町北部	
														春日通	
														原町中央	
														南原	
														宮本	
														天王	
														南部	
														上ノ段	
														城山	
														南城	
														常盤町	
														西殿町	
東殿町															
南新町															
田中城															
后ヶ丘															
后洞泉住															
北城 1															
北城 2															
北城 3															
北城 4															
北城 5															
北城 6															
北城 7															

令和4年度 木下区自主防災会 本部役員名簿

毎年差し替え **C**

防災会役職(災害発生時)		役職	氏名	常会名
会長(本部長)		区長		泉 沢
副会長(副本部長)		区長代理		中 一
副会長(副本部長)		区会計		上 町
副会長(副本部長)		ブロック長会長		上二北
専門班 班長	情報班	区総務委員長		北城 7
	消火・防犯・巡回班	区消防委員長		宮 本
	避難誘導班	区社会委員長		南 城
	救出・救護班	区社会副委員長		常磐町
	給食・給水班	区土木委員長		南新町
	物資配分班	区土木副委員長		一の宮2
	応急修繕班	区山野委員長		原町中央
	安全点検班	区山野副委員長		后ヶ丘
	避難所班	区社会副委員長		栄 町
	衛生・清掃班			
要援護者対策班		区社協事務局長	上の林	
事務局	企画・運営総括		区総務委員長	北城 7
	防災対策・組織強化 ・支援相談役		木下地区防災士代表	上一東
			前防災事務局長	上一西
防災委員	主担当班	団体役職名		常会名
	情報班	第四分団分団長		南 部
	消火・防火・巡回班			
	給食・救護班	日赤奉仕団木下分団長		北城4
	避難所班	民生児童委員 地区中部2会長		南 宮
	要援護者対策班			
	物資配分班	公民館館長		上 町
		公民館主事		栄町西
	避難誘導班	安協木下分会長		南 部
衛生・清掃班	青少年健全育成会会長		泉 沢	

令和4年度 自主防災会事業計画

毎年差し替えD

月	事業計画事項
3月	<ul style="list-style-type: none"> 木下自主防災会新役員確定、総合防災訓練の検討・策定
4月	<ul style="list-style-type: none"> 地震総合防災訓練場所借用願い書提出(箕輪進修高校へ依頼) 木下区自主防災会本部役員会 木下自主防災会総会(ファイル改定差し替え) *各常会避難地・避難所を全戸配布(避難場所などの徹底)
5月	<ul style="list-style-type: none"> 防火水槽など消防設備点検・整備(第四分団) 避難訓練(連絡班長会終了時) 災害時住民支えあいマップ・きずなカード更新に関する説明会(社協) (防災副班長を除く防災役員全員および民生委員)
6月	<ul style="list-style-type: none"> 防災倉庫点検(防災訓練準備確認のため・事務局) 災害時住民支えあいマップ更新データ提出(防災班長から区へ) 地震総合防災訓練企画・計画・準備作業開始(本部役員、事務局)
7月	<ul style="list-style-type: none"> 災害時住民支えあいマップ更新作業(本部役員、事務局) 地震総合防災訓練企画・計画・準備作業(随時) 地震総合防災訓練に向けての確認会議(本部役員会)
8月	<ul style="list-style-type: none"> 連絡班長会で防災訓練説明、支えあいマップ・きずなカードなど配布 (防災副班長を除く役員全員) 地震総合防災訓練に向けて準備および最終確認会議(本部役員会) 地震総合防災訓練実施(防災役員全員+諸団体、区民、田中城) 8/28(日)予定 *箕輪進修高校体育館および校庭で各種訓練を実施
9月	<ul style="list-style-type: none"> 地震総合防災訓練に関する防災班長の意見集約と反省会の実施(本部役員会) 防災訓練報告書を町に提出 非常食、水貯蓄品(食糧備蓄計画)の購入、町防災補助金の申請
10月	<ul style="list-style-type: none"> 連絡班長会(上半期事業報告など)にて防災訓練総括報告 連絡班長会終了後、避難訓練
11月	<ul style="list-style-type: none"> 防火水槽など消防設備点検・整備(第四分団)
12月	<ul style="list-style-type: none"> 防災倉庫点検(事務局) 次年度防災班長(正副)体制の提出依頼(連絡班長会にて)
令和5年1月	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災会次年度体制策定に向けての準備
2月	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災会次年度体制策定、次年度事業計画策定(事務局)

令和4年度 常会別一時避難地・一時避難所

毎年差し替えE

ブロック	常会	一時避難地	一時避難所	防災班長	組数	戸数	在住者
北部	上一東	木下北保育所	箕輪進修高校体育館		3	35	
	上一西	箕輪進修高校校庭	三常会合同集会所		8	99	
	西垣外	大槻政美様宅前	箕輪進修高校体育館		2	23	
	上町	小島歯科駐車場	箕輪進修高校体育館		3	22	
	上二北	木下北保育所	箕輪進修高校体育館		2	28	
	上二南	嶺頭院駐車場	嶺頭院		2	18	
	中条	中条常会集会所	中条常会集会所		3	70	
	上の林	箕輪進修高校校庭	箕輪進修高校体育館		6	56	
					351		
一の宮	一の宮 1	一の宮介護予防拠点施設(公民館)	一の宮介護予防拠点施設(公民館)		5	27	
	一の宮 2	一の宮介護予防拠点施設(公民館)	一の宮介護予防拠点施設(公民館)		5	28	
					55		
中部	中一	信濃屋様駐車場	箕輪進修高校体育館		1	21	
	南宮	木下複合コミュニティ	木下複合コミュニティ		1	15	
	泉次	泉次集会所	泉次集会所		5	50	
	鳳輦路	天理教箕輪分教会	天理教箕輪分教会		1	2	
	東村	東村貯水池	東村集会所		4	31	
	末広町	パナナ(馬場)公園	木下複合コミュニティ		2	14	
	栄町西	栄町西集会所	栄町西集会所		2	25	
	栄町	西天土地改良区事務所構内	箕輪進修高校校庭		5	71	
					229		
原町	原町北部	原町北部集会所	原町北部集会所		5	64	
	春日通	原町研修センター	原町研修センター		2	34	
	原町中央	原町研修センター	原町研修センター		1	27	
	南原	原町研修センター	原町研修センター		2	24	
					149		
南部	宮本	日岐弘登様宅前	木下複合コミュニティ		1	11	
	天王	ますや旅館様駐車場	ますや旅館様駐車場		5	44	
	南部	南部ゴミステーション前	南部常会集会所		8	73	
	上ノ段	養泰寺駐車場	箕輪進修高校		4	43	
	城山	木下南保育所	木下南保育所		1	27	
	南城	南城集会所	南城集会所		4	50	
	常盤町	パナナ(馬場)公園	木下コミュニティセンター		2	16	
	西殿町	西殿町貯水池前	木下公民館		2	21	
	東殿町	木下公民館	木下公民館		5	90	
	南新町	南新町グラウンド	南新町集会所		4	62	
田中城(三日町区)	田中城ゴミST前	箕輪進修高校		4	47		
					484		
北城	后ヶ丘	后ヶ丘ゴミステーション前	箕輪進修高校体育館		1	15	
	后洞県住	后洞県住集会所	后洞県住集会所		7	47	
	北城 1	北城西集会所	北城西集会所		2	22	
	北城 2	北城西集会所	北城西集会所		2	19	
	北城 3	北城西集会所	北城西集会所		4	30	
	北城 4	北城東集会所	北城東集会所		3	23	
	北城 5	北城東集会所	北城東集会所		1	17	
	北城 6	北城西集会所	北城西集会所		2	32	
北城 7	北城東集会所	北城東集会所		3	29		
					234 0		

防災班長・防災副班長の役割

1. 基本的な考え方

災害発生時には、自分と家族の安全を確保(自助)することが前提となりますが、次の段階では地域住民同士の援助・助け合い(共助)が必要になります。防災班長・防災副班長の大きな役割は、常会内の「共助」の中心になって活動していただくことです。そのため平素から常会内の防災に関する活動や防災訓練の中心的な存在として活動をお願いいたします。

2. 平常時の主な活動

1) 常会内の安全点検・対策

防火水槽・消火栓・用具など破損や盗難が無いか点検、また除雪などに協力をお願いします。

2) 常会主催の防災訓練(消火栓操法訓練、消火器操法訓練)の開催

3) 在住者や要援護者の把握と報告(「災害時住民支え合いマップ」更新作業)

4) 常会としての一時避難地・一時避難所の設定と周知徹底

5) その他防災活動におけるにおける常会内取りまとめ役

3. 災害発生時(または総合防災訓練)における共助のリーダーシップ

1) 常会内の災害発生状況を把握し、緊急性のある救助活動などに当たるよう住民に呼び掛ける。

2) 常会員の安全を確認し、状況に応じて一時避難地への集合の呼び掛けや町指定の避難地への避難誘導を行う。

3) 災害発生や避難に関する情報を把握し、下記事項を区災害対策本部に伝達する。

- ・災害発生状況
- ・避難者総数、負傷者数・自分達で救助困難な場合は救助要請
- ・災害時要援護者の避難状況

4) 災害対策本部の方針や対策案を常会内へ周知徹底する。

5) 避難所生活が必要となった場合、避難所内の割り当てや避難所生活における取りまとめ役となる。

以上

④

木下区 防災対策マニュアル

箕輪町 木下区

木下区防災対策マニュアル

目次

1、 地震にそなえて	P 1
★ 地震の原因	P 1
・ 海洋型地震の起こり方	P 1
・ 地震の規模を表す単位（震度）	P 1
★ あっ、地震！その時どう動く？	P 2
● 屋内にいたら	P 2
● 乗り物に乗っていたら	P 3
● 屋外にいたら	P 3
★ 地震発生時の行動	P 4
● 地震発生時、注意すべきこと	P 4
★ 地震にそなえて、日頃どんな事に気を付けておけばよいか	P 5
● 自らの命は自ら守る	P 5
● 家の内外の危険性のチェックについて	P 5
● 非常時に必要なもの	P 6
2、 火災にそなえて	P 7
● 火事が起きたら	P 7
● 火元別初期消火のコツ	P 8
● 安全に避難する7つのポイント	P 8
3、 風水害にそなえて	P 9
● 大雨情報をキャッチしたらこんな対策を	P 9
● がけ周辺の安全対策	P 9
● 1時間の雨量と降り方	P 1 0
● 大雨注意報と警報の基準	P 1 0
● 台風の大きさと強さ	P 1 1
● 戦後最大の台風被害	P 1 1
4、 災害時の活動は	P 1 2
● 情報はすばやく正確に	P 1 2
● 火が出たら、すぐ消火	P 1 2
● 救出・救護はすみやかに	P 1 3
● 落ち着いて、みんなで避難	P 1 3
5、 地域ぐるみの防災活動	P 1 4
● 自主防災組織の活動について	P 1 4

1、地震にそなえて

地震の原因

海洋型地震の起こり方

★ 海洋側のプレートの潜り込みによって、大陸側のプレートが引きずりこまれ、境目にひずみがたまります。

ひずみが限界に達すると、元に戻ろうとしてはねかえり、地震が起こります。

地震の規模を表す単位（震度）

★ 地震はマグニチュードと震度で表されます。マグニチュードは地震そのものの規模を表し、震度はそれぞれの場所での揺れの強さを表します。震度は震源からの距離や地盤の状態などによって異なります。一般には同じマグニチュードの地震でも震源から離れていればいるほど震度は小さく成ります。

震度0（無感）	人には感じられずに地震計に記録される。
震度1（微震）	静止している人や、特に敏感な人が気づく。
震度2（軽震）	多くの人が感じ、戸や障子がわずかに揺れる。
震度2（軽震）	家屋が揺れ、器内の水が動く。
震度3（弱震）	家屋が大きく揺れ、花瓶が倒れる。歩いている人も感じる。
震度4（中震）	窓ガラスが割れて落ち、一部の人は行動に支障を感じることもある。
震度5弱（強震）	ブロック塀が崩れる。恐怖を感じ、車の運転ができなくなる。
震度5強（強震）	重い家具が移動・転倒し、多くの人が立っていられなくなる。
震度6強（烈震）	はわないと動くことができない。山崩れ、地割れが生じることがある。
震度7（激震）	家屋の倒壊が30%上におよび、断層が生じる。

あっ、地震！その時どう動く？

地震はいつ襲ってくるかわかりません。その瞬間どこにいるかによって、避難方法なども異なってきます。

あわてず、落ち着いて自分のいる場所や状況を判断し、一番適切な方法で避難するよう心掛けましょう。

屋内にいたら

家の中	テーブルの下に入って身を守り、座布団などで頭部を保護。速やかに火の始末をし、窓や戸を開けて避難出口を確保、2階にいたら階下に降りず、はだして室内を歩かない。
ビルの中	カバンや座布団などで頭部を保護し、急いで机の下などに逃げます。 本棚・OA機器などの移動や転倒に要注意。備品の無い廊下の方が安全です。
スーパー デパート	バックなどで頭を保護し倒れやすいショーケースなどから離れる事。 柱や壁ぎわに身を寄せます。あわてて出口に殺到せず、係員の指示に従い階段で避難を。
地下街	壁面や太い柱に身を寄せ、係員の指示に従います。 火災が起こった時は、ハンカチなどで鼻と口をおおい、這うようにして、煙の流れる方向へ壁を伝って逃げます。
劇場 ホール	バックなどで頭を保護し、イスとイスの間にしゃがみこんで身をふせ、揺れが収まるまで様子を見ます。 あわてて出口に殺到せず、係員の指示に従い、冷静に行動する。

あつ、地震！その時どう動く？

乗り物に乗っていたら

電車や地下鉄の車内	つり革や手すりなどにしっかりつかまります。 途中で止まっても、勝手に外に出たり、窓から飛び出すと危険です。 乗務員のアナウンスに従い、落ち着いた行動をする。
車を運転中	地震を感じたら、徐々に速度を落とし、道路の左側に寄せてエンジンを切ります。 車を離れる時は必ずキーを付けたままにし、ドアロックもしないでおきます。

屋外にいたら

住宅街	できるだけ塀から身を離すようにします。また、窓ガラスの破片や屋根瓦などが落ちてくることもあるので、建物の周りや狭い路地には近づかない。
商店街 ビル街	頭をカバンなどで保護し、落下物に十分注意して公園や空き地などへ避難します。 落下物がなくても、間口の広い木造の建物や自動販売機、ビルの塀ぎわなどは避ける。
海岸 がけ付近	すみやかにその場を離れ、安全な場所に避難します。 海岸では高台に避難し、絶対に海辺に近づかないこと。 がけ付近では危険が無くなるまで避難する。

地震発生時の行動

地震発生時、注意すべきこと

決してあわてることなく、

- (1) まず自分の身を守る。
- (2) 火の始末をする。
- (3) 出入り口を確保する。
- (4) 火災が発生したら初期消火をする。
- (5) あわてて外に飛び出さない。
- (6) ブロック塀など倒れやすい物に
近づかない。
- (7) 山崩れ、崖崩れに注意する。
- (8) 歩いて避難する。
- (9) 負傷者は皆んなで助ける。
- (10) 正確な情報を見極める。

地震に備えて、

日頃どんなことに気を付けておけばよいか

「自らの命は自らまもる」という、防災の原点に立って、

まず家庭で十分話し合うことが大切です。

例えば

- (1) いざという時の手順や役割分担について考える。
- (2) 家具の転倒防止など、家の内外の危険性をチェックする。
- (3) 三日分位の食料、水、生活物資を備蓄する。
- (4) 非常持出品をチェックする。
- (5) 就寝時には懐中電灯や携帯ラジオをそばに置く。
- (6) 家族の連絡方法や避難経路、場所を確認する。

家の内外の危険性のチェックについて。

私たちの身近には、つい見過ごされがちな危険も少なくありません。
特に注意しておくべきこととしては、

- (1) 外壁や瓦など落下する恐れはないか。
- (2) 建物や塀が老朽化していないか。
- (3) 重たい家具を2階に置いたり、テレビなどの上に物を置いたりしていないか。
- (4) 家具の転倒防止は図られているか。
- (5) 食器棚の中身などが飛び出したりする恐れはないか。
- (6) 寝室の壁に不安定な額などを懸けていないか。
- (7) 通路付近に障害になりそうな物はないか、といった事があげられます。

★ こうした危険を防ぐには、1人1人が日頃から自分の身の回りによく気をつけておくことが大切です。

地震に備えて、

日頃どんなことに気を付けておけばよいか

非常時に必要な物。

- (1) 貴重品（現金、保険証など）。
- (2) 携帯ラジオや懐中電灯。
- (3) 衣類。
- (4) 応急医薬品（ガーゼ、包帯、消毒液など）。
- (5) 非常食（缶詰、ミネラルウォーターなど）が基本ですが、

例えば乳幼児のいる家庭では紙おしめなど、それぞれの事情に応じて異なってきます。

こうしたものを10kgから15kg位にまとめて、リュックサックなどに入れて置くとよいでしょう。

- ★ 自宅には三日分位の食料品（レトルト食品、缶詰など）、
- ★ 水（1人1日3リットル程度）、
- ★ 燃料（カセットコンロとガスボンベなど）
を備蓄して置くことが必要です。

この場合も例えば乳幼児のいる家庭では粉ミルクなど、それぞれの事情に応じて少しずつ異なってきます。

家族みんなで良く工夫して、いざという時に備えて下さい。

2、火災にそなえて

火事が起きたら

大声で知らせる

「火事だ!」と大声をだすか、鍋などをたたいて隣近所に異変を知らせ、応援を求める。

当事者はまず消火にあたり、近くの人に119番に通報してもらう。

3分以内に火を消す

出火から3分以内が消火できる限界です。

水や消火器だけで消そうとするのではなく、座布団で火をたたいたり、毛布で火を覆うなど手近な物を効果的に使います。

ダメだと思ったら迷わず逃げる

天井に火が燃え移ったら、無理をせず、早めに避難しましょう。その際、燃えている部屋のドアや窓を閉めて空気を断つように避難することがポイントです。

消火器の使い方 (粉末消火器の場合)

1. 安全ピンを引き抜く
2. ホースを外して火元に向ける
3. レバーを握って噴射

消火器のかまえ方

- ★ 風上に回り風上から消す。
- ★ 火炎にはまともに正対しないように。
- ★ 燃え上がる炎や煙にまどわされずに、燃えているものにノズルを向け火の根元を掃くように左右に振る。

火元別初期消火のコツ

油なべ	水はかけない。 消火器がなければタオルなどを手前からかけて空気を遮断する。
風呂場	いきなり戸を開けると空気が補充されて火が強まることもある。 徐々に戸を開けて一気に消火をする。
衣類	床などに倒れ、転げ回って火をけすこと。 化学繊維以外の衣類やタオルなどを頭からかぶる。
石油ストーブ	真上から一気に水をかけて消火する。 石油が流れて燃え広がっていたら毛布などでおおってから水をかける。
電気製品	まずコードをコンセントから抜き、できればブレーカーも切って感電を防止してから、水をかける。
カーテン ふすま	引きちぎるか、蹴倒すなどして、火元を天井から遠ざけた上で、水をかけるか足で踏んで消火をする

安全に避難する7つのポイント

1.	天井に燃え移った時が避難の目安。無理せずすばやく非難すること。
2.	避難するときは、お年寄りや子供、病人を優先すること。
3.	服装や持ち物にこだわらず、早く逃げること。
4.	ちゅうちょは禁物。炎の中は一気に走り抜けること。
5.	煙の中を逃げるときは、姿勢を低くすること。
6.	いったん逃げ出したら、再び中には戻らないこと。
7.	逃げ遅れた人がいる時は、近くの消防隊にすぐ知らせること。

3、風水害にそなえて

台風・大雨の時

地崩れを引き起こす暴風雨に注意

大きな地震の後は地盤が緩んで不安定に成ります。崖崩れや地滑りなどを起こしそうな地盤の弱い地域では、警報が発令されたら、みんなでまとまって避難できるよう、家庭でも体制を整えておくことが大切です。

大雨情報をキャッチしたらこんな安全対策を

- ★ ラジオやテレビなどで気象情報に注意する。
- ★ 防災関係の広報をよく聞いておく。
- ★ 停電に備えて懐中電灯やトランジスターラジオの用意を。
- ★ 非常持出品を準備しておく。
- ★ 外出からは早く帰宅し、家族と連絡をとり、非常時に備える。
- ★ 浸水に備え家財道具は安全な場所へ。
- ★ 飲料水や食料を数日分確保しておく。
- ★ 危険な土地ではいつでも避難できる準備態勢を。

がけ周辺の安全対策

- ★ がけの上の大木は切る。
- ★ 不安定の岩は取り除くか落下防止の補強を。
- ★ 崩れそうなところは柵や石垣で補強する。
- ★ 水路を作って雨水を崖に浸透させないようにする。
- ★ 崖からなるべく離れた部屋を寝室にする。
- ★ 雨水の浸透を防ぐために、ビニールなどで斜面をおおう。
- ★ よう壁などの構造物に異常があればただちに修理する。

1 時間の雨量と降り方

10～20mm
★ 地面一面に水たまりができ、雨音で話し声がよく聞こえない。長雨の時は警戒が必要。
20～30mm
★ 土砂降りて下水がたちまちあふれ、小河川は氾濫し、崖崩れの危険がある。
30mm以上
★ バケツをひっくり返したような激しい雨。
★ 危険なところではいつでも避難できる準備が必要

大雨注意報と警報の基準

どれかに該当すると予想される時に発令される（地域の差が有り、目安の雨量）

大雨注意報及び洪水注意報	暴風（暴風雪）警報	
1 時間雨量 20mm	平均風速 陸上 10m/秒	
3 時間雨量 40～80mm	大雪注意報	
24 時間雨量 80～110mm		平地 10cm、山地 20cm
大雨警報	大雪警報	
1 時間雨量 40～50mm		平地 20cm、山地 40cm
洪水警報		
3 時間雨量 90～110mm		
24 時間雨量 170～200mm		

台風の大きさと強さ

強風域の内側で最大風速25m/秒以上の風が吹いている範囲を暴風域と呼びます。

台風の大きさの分類	風速15m/秒以上の強風域の半径
台風	500km未満
大型(大きい)台風	500km以上800km未満
超大型(非常に大きい)台風	800km以上

台風の強さの分類	中心付近の最大風速
台風	33m/秒(118km/h)未満
強い台風	33m/秒以上44m/秒(158km/h)/未満
非常に強い台風	44m/秒以上54m/秒(194km/h)未満
猛烈な台風	54m/秒(194km/h)以上

戦後最大の台風被害

戦後最大の被害をもたらした台風といえば、伊勢湾台風です。昭和34年9月に襲来したこの台風は、九州を除く全国で猛威を振るいました。特に愛知・三重・岐阜・長野などで集中的に被害が発生。木曾川など多数の河川が決壊、町単位で水没するなど、大打撃を受けました。被害者は約81万人ともいわれ、死者・不明者は約5千人を超えました。その他、負傷者約3万5千人、全半壊住宅154千棟、浸水住宅364千棟など、その被害の大きさは桁はずれです。

4、災害時の活動は

情報はすばやく正確に

災害の恐れがあるときや発生した場合は、的確な対策をとるため、正しい情報をすばやく集め、住民に伝えることが必要です。自主防災組織では、あらかじめ災害情報や避難勧告など伝えなければならない内容とルートを地域ごとに定めておき、災害時には町と連絡を取り合って情報を伝達します。各個人が町に連絡すると、町は電話の対応に追われ、必要な応急対策が取れなくなります。注意点は次の通りです。

- ★地域内の被害状況をいち早く収集し、自主防災組織の責任者へ連絡する。
- ★責任者（本部長＝区長）は町へ地域の情報をまとめて伝える。
- ★情報は簡潔にわかりやすく伝える。
- ★デマやパニックを防ぐため、不確かな情報は防災行政無線やラジオ、テレビで確認する。

火が出たら、すぐ消火

地震が発生したとき、恐ろしいのは火災です。同時に多発するだけでなく、道路が通行できなくなったり、消火栓が壊れて使えなくなったりして、消防機関は通常の火災のときのように活動することができなくなります。自主防災組織では、日頃から地域ぐるみで火を出さないように徹底させるとともに、火がでたらすみやかに消火活動を行います。地震時に火災を防ぐチャンスは3度あります。これを逃がさないように落ち着いて行動し、決して無理をしてはいけません。

- ★グラツときたら、すぐに火の元を止める。
- ★揺れが収まった後、万一火が出ていたら、火が小さいうちに消火器や、バケツなどで消す。
- ★それでも消火しきれない時は大声で「火事だ」と叫び、自主防災組織の出動を呼びかける。
- ★消火班は、バケツリレーや、消火栓等で消火活動を行う。

救出・救護はすみやかに

大きな災害が発生すると、建物の倒壊や落下物などによって多くの負傷者がでます。

自主防災組織ではこれらの人を早く救出し、適切な応急手当を行う事が必要です。

倒壊物の下敷きになった場合は、ジャッキ、ロープ等の資機材を使って救出します。

自主防災組織で救出が困難なときは、消防署へ出動を要請し、その活動に協力します。

軽傷者は、極力自主防災組織で手当をし、重症者も可能な限り応急手当をしてから近くの医療機関や救護所へ搬送します。

落ち着いて、みんな避難

災害の恐れがあるときや発生した場合、必要と認められる時は町長によって危険地帯の住民に対し避難の勧告または指示が出されます。

避難活動は、自主防災組織が中心に成って、混乱なく、安全に住民全員が避難できるように避難場所へ誘導します。

注意点は次の通りです。

- ★ 避難誘導の責任者は周りの状況と正しい情報を基に、安全な避難ルートを選択する。
- ★ 他の組織の住民と混同しないように、自分の地域の目印となるものを携行する。

5、地域ぐるみの防災活動

自主防災組織の活動について

「自らの町は自ら守る」ためには、地域の防災訓練に積極的に参加したり、消火器などを実際に使って見る事が大切です。そのため、自主防災組織では、普段からみんなで消火活動や応急手当などの防災訓練、防災に関する研修会の開催、防災資機材のチェックなどを行います。そして、いざ災害が起きた時には、こうした活動を通して得られた知識や経験などを生かして、次のような事を行い、被害の拡大を防ぎます。

1. 消防車が到着するまでの間に、火災が広がらないよう初期消火につとめます。
2. 負傷者の救出、応急手当など、迅速、的確な救出・救護活動を行います。
3. 町や警察などの連絡網を活用して、正しい情報の入手・伝達に努め、住民の動揺や混乱を防ぎます。
4. 避難情報を正確に伝え、住民全員がまとまって安全に避難できるよう助けます。
5. あらかじめ備蓄しておいた食料、物資などを、被災者に提供します。

⑤

木下区 災害時要援護者支援指針

箕輪町 木下区

木下区災害時要援護者支援指針

目次

災害時要援護者の概要	P-1
1、支援の対象とする災害時要援護者	P-1
2、障害等の理解	P-2
災害に備えた事前の対策	P-3
1、所在情報等の把握	P-3
2、所在情報等の共有	P-4
3、地域住民による支援対策の構築	P-4
4、情報伝達体制の整備	P-4
5、災害時要援護者に配慮した避難所の整備	P-5
6、防災訓練等の実施による事前の対策	P-5
7、災害時要援護者自らの準備	P-5
災害発生直後の対応	P-6
1、支援体制の確保	P-6
2、災害時要援護者の安否確認の実施	P-6
3、被害状況の把握	P-7
4、災害時要援護者への情報の提供	P-8
5、生活支援	P-9
6、生活復旧支援	P-12

はじめに

1 策定の経緯

最近の大震災において、高齢者や障害のある人などのいわゆる「災害時要援護者」に対する安否確認や状況把握が迅速に行われなかったことや、被災後の生活等のケアが十分でなかったことなど、災害時要援護者に対する支援の有り方に多くの課題が残り、災害時に迅速かつ適切に対応できる支援体制の整備が求められています。緊急時の対応について不安を抱えている障害のある人に対して、情報提供のあり方、安否確認、避難所生活等全ての面で障害のある人の実態に即した対応が必要となっています。

これらを踏まえて、木下区防災計画において、災害時要援護者に対し、迅速な対応を図るための行動指針として、災害時要援護者支援指針を策定することとしました。

2 指針の目的

この指針は、木下区における災害時要援護者の支援のための対策と区民及び関係機関等における災害発生時の対応の在り方を明らかにし、災害時に迅速かつ適切な取り組みができることを目的としています。

災害時要援護者の概要

1、 支援の対象とする災害時要援護者

「災害時要援護者」とは、次の者をいいます。

- ① 高齢者（1人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、寝たきり高齢者、認知症高齢者）
- ② 身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者、言語障害者、肢体不自由者、内部障害者）
- ③ 知的障害者
- ④ 精神障害者
- ⑤ 乳幼児、児童、妊婦
- ⑥ 外国人

これら災害時要援護者は、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な行動を取ることが困難な人達です。また、災害で負傷した人、眼鏡等を

失った人なども何等かのハンディキャップがあると考えられ、災害時の状況に応じて柔軟な対応が求められます。

2、 障害等の理解

災害時要援護者には、災害発生時の適切な行動が制約される特徴があり、災害時要援護者に対応する為には、その特徴的ニーズを理解しておく必要があります。

(1) 高齢者

① 1人暮らしの高齢者等

緊急事態等の覚知が遅れる場合があることから、迅速な情報伝達、避難誘導等が必要となります。

② 寝たきり高齢者

自分の状況を伝える事が困難であるため、安否確認及び情報把握が必要です。また、自力で行動することができないため、避難する際は、車いす等の補助器具が必要となります。

③ 認知症高齢者

自分の状況を伝えることが困難であるため、安否確認及び状況把握が必要です。また、自分で判断し、行動することが困難であるため、避難誘導等の援助が必要となります。

(2) 身体障害者

① 視覚障害者

視覚による緊急事態の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知することが困難な場合が多いため、音声による情報伝達及び状況説明が必要です。また、日常の生活圏以外では、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要となります。

② 聴覚障害者

音声による避難・誘導の指示が認識できないため、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要となります。

③ 言語障害者

自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難であるため、身振り、手振り、筆談等による状況把握が必要となります。

④ 肢体不自由者

自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車いす等の補助器具が必要となります。

⑤ 内部障害者

自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車いす等の補助器具が必要です。また、医療器材医薬品を携帯する必要があるため、医療機関等による支援が必要となります。

(3) 知的障害者

緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、気持ちを落ち着かせながら、安全な場所への誘導が必要となります。

(4) 精神障害者

災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要です。また、服薬を継続することが必要であるため、自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要となります。

(5) 乳幼児、児童、妊婦

緊急事態の覚知が遅れたり、自力での避難が困難な場合があるため、適切な誘導が必要です。また、被災により、保護者等が児童等を養育することが困難な場合、施設等への緊急入所等が必要となります。

(6) 外国人

日本語での情報が十分理解できないため、多言語による情報提供が必要となります。

災害に備えた事前の対策

1 所在情報等の把握

災害時に災害時要援護者の安否確認、避難誘導を的確に行うためには、平常時から災害時要援護者の所在情報等を把握するとともに、災害時には、これらの情報を活用できるようにしておくことが大切となります。

★ 木下区は、民生児童委員等と協力して、災害時要援護者の所在情報の把握を行います。

★ 所在情報は、定期的に調査し、常に最新の情報を把握します。

★ 木下区は、木下区自主防災会等による見守り活動や声掛け運動、地域コミュニティづくりなどの取り組みを支援し、個人情報の保護に配慮しながら区内の災害時要援護者を把握しておくよう働きかけます。

2 所在情報等の共有

災害発生直後、迅速に災害時要援護者の安否確認を行う事ができるのは地域住民や自主防災会等であるため、災害時要援護者の情報を平常時から地域内で共有して置くことが大切です。

★ 区は、本人等の同意を得た上で把握した情報を自主防災会等へ開示するなどして、地域における情報の支援を行います。

3 地域住民による支援体制の構築

災害発生後、消防、警察等による支援体制が整うまでには、一定の時間を要するため、災害発生直後、災害時要援護者の救出、避難誘導には、地域住民の協力は不可欠となっています。

★ 木下区及び木下区自主防災会等では、自主防災会の活動の一環として、「災害時要援護者支え合いマップ」を活用し「〇〇さんはAさんBさんCさんが安否を確認し避難誘導する」という、災害時に支援者を決めて安全に避難させる取り組みを進めます。この場合、支援する者が負傷し、安否確認ができない場合も想定されるため、1人の災害時要援護者に対し、可能な限り複数の支援者を割り当てるようにします。

4 情報伝達体制の整備

災害時要援護者への情報伝達については、多様な伝達手段の確保が求められます。聴覚障害者には目に見える情報、資格障害者には音声による情報など、個々のニーズに応じた情報伝達手段が必要となります。

★ 区は、自主防災会等が民生委員等と協力し、災害時に避難所及び在宅の災害時要援護者に災害情報が伝えられるような緊急連絡体制の整備に努めます。

★ 区は、情報伝達に必要な専門的技術を有する、手話通訳者及び要約筆記者等を確保するため、区内に在住する人材の養成に努め、協力者名簿の作成などネットワークの構築を図ります。

★ 区は、日本語が理解できない外国人に対する情報伝達手段として、日頃から通訳・翻訳協力者の確保に努めます。

5 災害時要援護者に配慮した避難所の整備

一般の避難所、階段や段差が多く、障害者用のトイレが少ないことなど、必ずしも災害時要援護者に配慮したものとなっていない場合が多いため、避難所のバリアフリー化等に努める必要があります。

★ 高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮し、避難所となる木下公民館の出入口及び第3会議室入口の段差解消、通路の確保、仮設トイレの設置など事前対策に努めます。

★ 高齢者、障害者等の災害時要援護者に対しては、居住空間を区別するなどの配慮をし、避難所の小部屋や仕切られた小規模スペース、冷暖房が整った部屋等を災害時要援護者の避難場所として確保します。

★ 常時、介護が必要な災害時要援護者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられるため、安心して生活ができる体制を整備した施設を「福祉避難所」として指定し、受け入れ可能人数や受け入れ条件等を明確にしておきます。

福祉避難所を指定した場合は、その所在等を災害時要援護者を含む地域住民に対し周知します。

6 防災訓練等の実施による事前の対策

自主防災会等は、地域に居住する災害時要援護者に対する防災意識の啓発を図るため、災害時における災害時要援護者の救出、避難誘導等を想定した訓練を実施するなどして、日頃から災害時要援護者に配慮したきめ細かな自主防災活動を行い、地域における防災意識の高揚を図ります。

7 災害時要援護者自らの準備

災害時に自分の身は自分で守るという観点からも、周りの支援だけではなく、災害時要援護者自ら日頃の備えも大切となります。

- ★ 最寄りの民生児童委員や木下区自主防災会の防災班長及び防災副班長が誰であるか把握し、災害時支援者及び地域の組織等とは日頃から積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境を作っておきます。
- ★ 緊急連絡先、主治医、服用している薬、どのような支援が必要かなど自らの情報を記載した“きずなカード”を身に付けておきます。
- ★ 避難場所の所在や経路を確認しておきます。
- ★ 非常用持ち出し品を用意しておきます。

災害発生直後の対応

1 支援体制の確保

災害時要援護者への支援対策は、災害発生直後より時間の経過に併せて、それぞれのニーズに即応できる体制が必要となります。

- ★ 災害時要援護者の安否及び避難の状況、健康状態の一元的な把握
- ★ 災害時要援護者のニーズの把握
- ★ 災害時要援護者への対応の検討及び対策の実施
- ★ 災害時要援護者への保健・福祉サービス等の提供に係る調整
- ★ 災害時要援護者からの相談への対応
- ★ その他災害時要援護者の支援に関すること

2 災害時要援護者の安否確認の実施

(1) 安否確認、救助、避難誘導の実施

災害発生直後、消防及び警察等による支援体制が整うまでには、一定の時間を要することから、災害時要援護者の安否確認等は、地域住民の協力により対応する事が求められます。

- ★ 自主防災会は、消防、警察等関係機関が現地に到着するまでの間、あらかじめ把握しておいた所在情報等に基づき、安否確認を実施し、救助及び避難が必要な場合は、災害時要援護者を救助し、避難所等に誘導をします。
- ★ 区は、被災状況によっては自主防災会等が機能しない場合もあるため、町・消防・警察等と協力し、所在情報に基づき、可能な限り迅速に救助、避難誘導を行います。

(2) 救助・避難誘導の際の留意事項

災害時要援護者を避難誘導する場合は、障害等によって異なる点に留意します。

① 寝たきり高齢者

車いすやストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましいですが、移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難します。

② 視覚障害者

状況を伝え、支援者の肘の上を視覚障害者につかんでもらい、歩行速度に注意して避難します。後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむ等はしないようにします。

③ 聴覚障害者

手話や筆談によって、状況説明を行い、避難所等へ誘導します。

④ 肢体不自由者

自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具を確保する事が望ましいですが、移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難します。

⑤ 内部障害者

常時使用している医療器材を確保するほか、医薬品を携帯するとともに、自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましいですが、移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難します。

⑥ 知的障害者

災害の状況や避難所等の位置をわかりやすく説明するとともに、必要に応じて誘導します。また、誘導している場合には、気持ちを落ち着かせるようにします。

⑦ 精神障害者

災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、自力で避難することが困難な場合には、適切に誘導します。

⑧ 乳幼児、児童、妊婦

災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、自力で避難することが困難な場合には、適切に誘導します。

3 被害状況等の把握

(1) 地域からの把握

区は、自主防災会から、各地域の災害時要援護者の被害状況等を速やかに把握するようにします。

(2) 社会福祉施設等からの把握

区は、木下区内の病院（生協病院等）や社会福祉施設の被害や負傷者を把握するとともに、災害時要援護者の緊急一時入所等の受け入れの可否可能人数等を確認します。

4 災害時要援護者への情報の提供

災害発生時に災害の状況等の情報を速やかに提供することにより、災害時要援護者の避難が容易になるため、正確な情報を迅速に提供します。

(1) 提供する情報の内容

災害時要援護者に提供する情報の内容は次のようなものが考えられます。

- ★ 避難所の場所
- ★ 避難所への安全な経路
- ★ 二次災害防止に関すること
- ★ 家族の安否
- ★ 食料品、生活用品などの物資の入手方法
- ★ 相談窓口
- ★ 保健・福祉サービス等の生活支援情報
- ★ 診療可能な医療機関
- ★ 罹災証明・応急仮設住宅の申し込みに関すること

(2) 情報提供の方法

災害時要援護者が情報から孤立しないよう、多様な情報提供手段の活用を図る必要があります。

特に、在宅の災害時要援護者に対しては、防災行政無線・テレビ・ラジオ・有線放送・ホームページ・広報車による情報提供や民生児童委員、自主防災会を通しての態様に応じて個別に対応することに配慮します。

① 視覚障害者

- ★ わかりやすい口調で伝えます
- ★ 音声情報で複数回繰り返します
- ★ 拡大文字による情報提供を行います
- ★ 点字による情報提供に努めます

② 聴覚障害者

- ★ 文字や絵を組み合わせて情報を伝えます
- ★ 手話通訳者、要約筆記者を避難所等に派遣します
- ★ 掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行います

③ 知的障害者・精神障害者

- ★ 具体的に、わかりやすく情報を伝えます
- ★ 絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝えます

★ 精神的に不安定になる場合があることに配慮します

④ 外国人

★ 通訳ボランティア等の協力を得て、多言語で情報提供を行います

★ 避難所等における掲示物については、可能な限り図やイラストを用いて、わかりやすい表紙にします。

5 生活支援

大規模災害時に、被災住民は一定期間の避難生活を余儀なくされ、特に災害時要援護者の負担は相当大きいものとなります。このため、各種ニーズに応じたきめ細かな支援活動が必要となります。

(1) 実態調査等によるニーズの把握

① 実態調査の実施方法

★ 在宅の災害時要援護者に対しては、所在情報等を基に聞き取り調査を行います

★ 避難所の災害時要援護者に対しては、状況の把握を行います

★ 実態調査に基づき台帳等を作成し、結果を整理します

★ 調査においては、自主防災会、民生児童委員等と協力をします

② 調査の内容

★ 健康状態

★ 必要なサービス

★ 同居家族や介護者等を含めた生活の状況

(2) 医療機関、福祉避難所への移送

健康状態やニーズ等の調査結果等を踏まえ、医療機関または福祉避難所への移送、社会福祉施設への緊急入所（ショートステイ含む）などの対策を検討し、迅速かつ的確に対応します

① 医療機関への移送

医療機関と連携を図り、重症な患者等が発生した場合は、速やかに医療機関へ移送します

② 福祉避難所への移送

★ 避難所や自宅で生活することが困難な災害時要援護者については、直ちに福祉避難所を開設し、移送します。

★ あらかじめ指定した福祉避難所だけでは不足する場合には、町及び木下区の、設備が整った公的施設等に福祉避難所を設置します。

- ★ 福祉避難所では、避難者の生活状況等を把握し、必要な保険、福祉サービスを提供します。
- ★ 災害時要援護者の安心に配慮し、災害時要援護者の家族についても、避難状況を勘案し、必要に応じて福祉避難所に避難をさせます。
- ★ 福祉避難所において、常時の介護や治療が必要になった者については、速やかに施設への入所や病院への入院手続きをとります。

③ 社会福祉施設等への緊急入所

- ★ 避難所や自宅で生活することができない災害時要援護者については、介護老人福祉施設、障害者支援施設等への緊急入所(ショートステイ含む)の処置を講じます。
- ★ 保護者が児童等を養育することが困難な場合は、児童相談所等と連携し、乳児院、児童養護施設などへの緊急一時保護、入所等の処置を講じます。

(3) 避難所の環境整備

災害時要援護者が過ごしやすい環境を作るため、避難所の環境整備に努めます。

- ★ バリアフリー化に努め、段差解消のためのスロープを設けるなど、通路や廊下の安全確保を図ります。
- ★ 避難所内の暑さ寒さ対策を実施します。
- ★ カーテンや間仕切り等により、プライバシーの確保に配慮します。
- ★ 障害者向けのトイレ、ポータブルトイレ等の確保を図ります
- ★ 介護ボランティア等の配置に努めます。

(4) 障害別の配慮事項

避難所においては、災害時要援護者それぞれの配慮事項に応じた対応を図ります。

① 高齢者

- ★ 慣れない避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮し、可能な限り運動のできる場所を確保します。
- ★ 認知症高齢者は、急激な生活環境の変化で精神症状や問題行動が出現しやすく、認知症も進行しやすいので、生活指導、機能訓練等を行い、精神的な安定を図ります。
- ★ できるだけトイレに近い場所に避難スペースを設けます。
- ★ おむつをしている方のためには、おむつ交換の場所を別に設けます。

② 視覚障害者

- ★ 避難所のトイレや配給場所、状況の変化などを適切に伝えます。
- ★ 放送やハンドマイク等を使用し、最新の情報を確実に伝えます。

③ 聴覚障害者

- ★ 伝達事項は、紙に書いて知らせます。
- ★ 掲示板等を使用し、場所や使用方法、状況の変化、最新の情報を適切かつ確実に伝えます。
- ★ 手話通訳者、要約筆記者等を派遣します。

④ 肢体不自由者

- ★ 車いすが通れる通路を確保します。

⑤ 内部障害者

- ★ 医療機関等の協力により巡回診療を行います。
- ★ 医療器材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設けます。

⑥ 知的障害者

- ★ 孤立してしまうことがないよう、知人等と一緒に生活ができるよう配慮します。

⑦ 乳幼児

- ★ 乳幼児のためのベビーベッドを用意します。
- ★ 退行現象、夜泣き、不眠などの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮します。
- ★ 乳児に対して、ミルクの湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手立ての確保等に留意します。

(5) 災害時要援護者に配慮した食事の提供

乳幼児に対しては、粉ミルクや離乳食を迅速に提供します。

また、高齢者等には温かい食事ややわらかい食事、内部障害者には病態に応じた食事など、災害時要援護者の態様に応じた食事を提供するよう努めます。また、避難生活が長期化するような場合は、適温食の供給や栄養バランスの考慮等、質の確保に配慮した食事を検討します。

(6) 医療・保険・福祉サービスの提供

① 健康相談等の実施

保健師、栄養士等と連携を図り、避難所や在宅の災害時要援護者に対し、適宜巡回相談等を実施し、災害時要援護者の心身の健康状態を把握し、保険指導や栄養相談を行い、疾病の予防や心身の機能低下の予防に努めます。

② 保健・福祉サービスの実施

実態調査に基づき、サービス事業者等と連携し保険・福祉サービスを提供することにより、災害時要援護者の生活を支援します。

- ★ ホームヘルプサービスの提供
- ★ 入浴サービスの提供
- ★ 訪問看護サービスの提供
- ★ デイサービスの提供
- ★ その他必要なサービスの提供

③ メンタルヘルスケアの実施

災害発生後は、心的外傷や心的外傷後ストレス障害など、精神的に負担を強いられますので、心のケアが必要な児童や高齢者等を把握し、精神科医、精神保健福祉士等の協力を得て精神的不安の解消を図ります。

(7) 災害時要援護者総合相談窓口の設置

災害時要援護者特有の相談に対応する総合相談窓口を、避難所や保険福祉サービスセンターに設置します。相談窓口では、専門職による総合的な福祉、健康相談等を行うほか、住宅などの相談については、関係各課との連携を密にし、必要に応じて窓口への専門スタッフ等の配置により迅速な対応を図ります。

(8) 在宅の災害時要援護者への支援

避難所等に避難せず、自宅で生活している災害時要援護者に対しては、木下区や自主防災会等の協力を得て、定期的に声掛けを行うなどの安否確認等を行い、災害時要援護者が心理的に孤立しないよう配慮します。

6 生活復旧支援

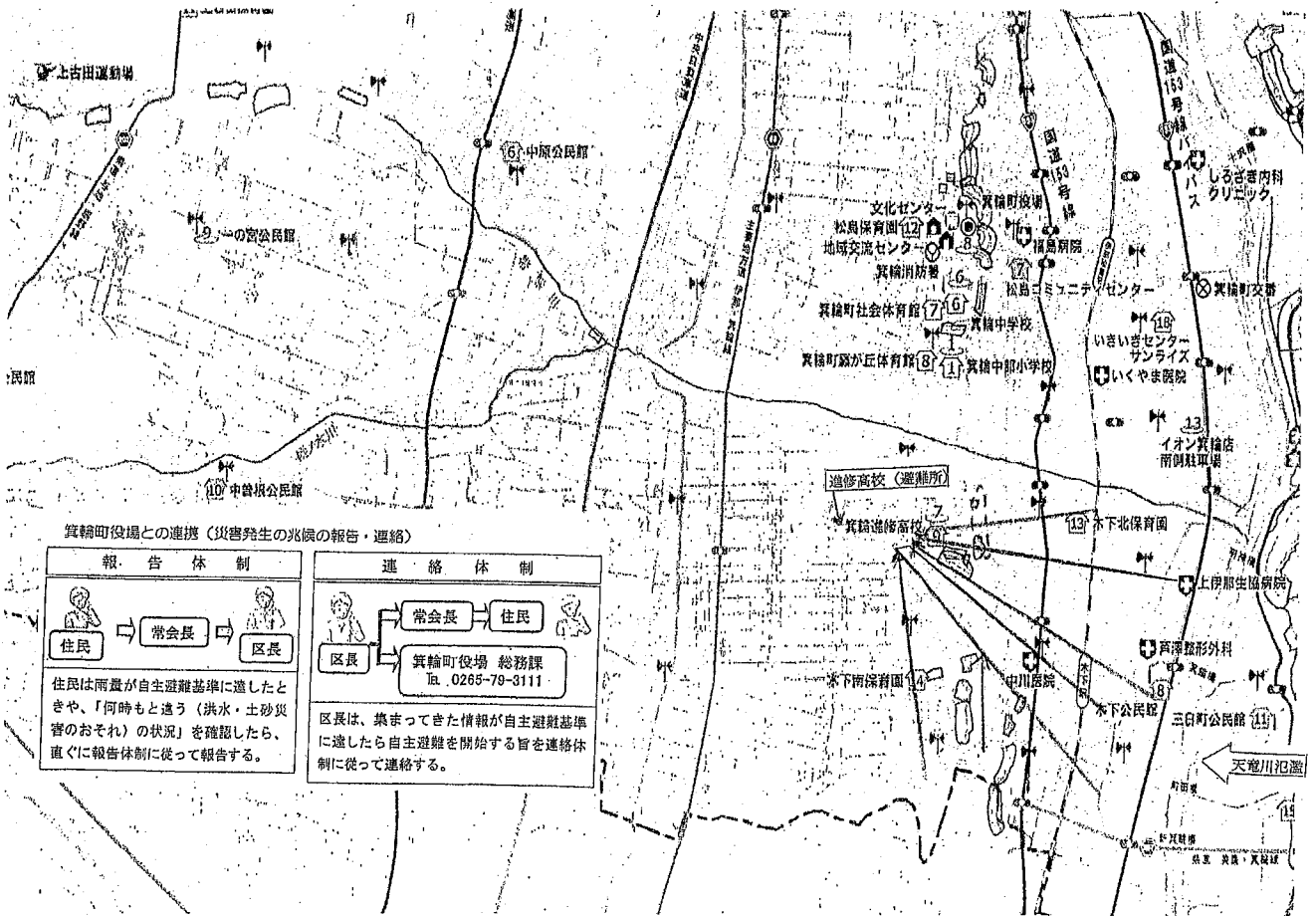
(1) 仮設住宅の整備

仮設住宅は、段差の解消や手すりの設置等、可能な限り災害時要援護者に配慮したものに努めます。

(2) 仮設住宅、公営住宅の入居者選定にあたっては、災害時要援護者を優先的に選定するよう配慮します。

(3) 見守り活動等の実施

仮設住宅において、災害時要援護者が孤立しないよう仮設住宅の居住者やボランティア等の協力を得て、巡回訪問による見守り活動を実施します。



箕輪町役場との連携（災害発生の際の報告・連絡）

